

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第12号
件 名	請願者自らが請願の趣旨説明等をできるように求める 請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子 海 津 敦 子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

文京区は、「文の京」自治基本条例を制定し、自治の理念として「協働・協治」を掲げ、区議会の責務としては第23条に於いて、「区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す」と、「区民参加と活性化」について定めているものの、委員会に於いて請願者自らが趣旨説明や意見陳述できる仕組みや制度はありません。

文京区議会がかねて丁寧に請願の審議を行ってきたことは理解しているところですが、新たに請願者自らが趣旨説明や意見陳述できるようになれば、一段と開かれた区議会につながるほか、「文の京」自治基本条例の「協働・協治」の理念及び第23条の具現化に寄与することは間違いありません。

たとえ1～3分程度という短い時間であったとしても、請願者が口頭により趣旨説明できれば、文面や行間からだけでは分からない（あるいは伝わりにくい）奥深い背景や思い等も把握することが可能になり、それは区民の小さな声を拾い上げ、請願者の思いを汲み上げることにつながります。

こうした新たな仕組みや制度を設けることに関しては、既存の参考人制度を弾力的に運用（あるいは活用）することで代替できるとの意見もあるようですが、参考人制度はもともと委員会自らが必要と認めた関係者及び識見者を委員会に招致するものであり、今回の請願は最終的に委員会の承認が必要であるとしても、請願者自らの発意（あるいは希望）に基づいて実施するものであって、既存の参考人制度とは仕組み・制度の考え方が根本的に異なります。

また、参考人制度を弾力的に運用（あるいは活用）するとしても所定の手続が必要となり機動性に欠けるとともに、参考人に対して費用弁償の支払が必要となるなど様々な課題があると言わざるを得ません。

区民からの請願は、区の片隅から発せられる「小さな声」に過ぎないかもしれませんが、区民に寄り添い、「請願」となって表れた「小さな声」をしっかり汲み取るには、請願者自身による意見陳述や趣旨説明の場を設けて直接聴いて頂き、委員のみなさまに請願者の生の声をしっかり心に刻んで頂くことが非常に重要であると考えます。そこで貴議会に対し、以下の請願を致します。

請願事項

- 1 文京区議会に於いても、請願者自らが提出した請願について、委員会の場で意見陳述や趣旨説明を希望し、委員会がその必要性を認めた場合には、意見陳述や趣旨説明をできるような制度や仕組み、手続きを整えてください。